



2021年5月17日

各 位

会社名 芝浦機械株式会社
 代表者名 取締役社長 坂元 繁友
 (コード番号6104 東証第1部)
 問合せ先 広報・IR部長 青木 稔
 (TEL 03-3509-0444)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、2021年6月21日開催予定の第98回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業収益基盤の強化に資せしめるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加し、それに伴う必要な号数の繰り下げを行なうものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理性を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (条文省略) (新 設) (9) (条文省略)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) <u>(9)土地の造成および分譲、ならびに不動産の開発、利用、売買、賃貸、仲介および管理</u> (10) (現行どおり)
第3条～第4条 (条文省略) (公告方法)	第3条～第4条 (現行どおり) (公告方法)
第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。	第5条 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法</u> により行なう。
第6条～第36条 (条文省略)	第6条～第36条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月21日(予定)

以 上